



平成 24 年 4 月 24 日

海事局総務課危機管理室

海事債権責任制限条約（96LLMC）の責任限度額の見直しについて

- 4 月 16～20 日の間、ロンドンの国際海事機関（IMO）で開催された第 99 回法律委員会（LEG99）において、1996 年の海事債権についての責任の制限に関する条約（海事債権責任制限条約：96LLMC）の責任限度額の見直しに関する議論が行われ、現行の責任限度額を 1.51 倍引き上げる改正案が採択された。
- この改正により、事故等が発生した場合の船主の責任限度額が引き上げられることになり、被害者の救済がより図られることになる。
- 本改正案については、異議通告期間を経て、2015 年に発効する見込み。

【問い合わせ先】

海事局総務課 油濁保障対策官 中村
03-5253-8111（代表）内線 43-266
03-5253-8616（直通）